不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>児童扶養手当受給資格者に対する手当の支給の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童扶養手当法第１３条の２第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>こども未来部こども給付課給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>児童扶養手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が第１号、第２号又は第４号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が第１号、第３号又は第４号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

１　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
２　父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
３　母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
４　父又は母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から６年を経過していないとき。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>